理団体の指定を取り消した旨の届出があった。
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管

令和七年十月二四日

委員長 保 阪 努神奈川県選挙管理委員会

() 法第十九条第三項第一号による届出

をした者の氏名 資金管理団体の届出 資金管理団体の 名

称

取消年月日

若い大和を創る会

三谷英弘後援会

三谷

英弘

土屋

侯保

六、一二、三一

七、六、三〇